柏市子育て情報誌官民協働発行に関する プロポーザル方式募集要領

柏市こども部こども政策課

1 当該業務の目的,概要

(1) 目的

柏市では市民の子育てに役立つ情報を掲載した情報誌を,平成23年度から冊子の製作に係る費用を広告の収入で賄い,市の財政負担無しで製作発行している。

令和8年度においても、広告収入によって市の財政負担を抑えながら、市民に子育て支援情報を提供するため、民間事業者との官民協働事業として製作発行するもの。

なお、毎年発行として年度ごとに情報の更新を行い、令和8年度版から令和10年度版の製作発行を行う。

柏市子育で情報誌では、製作発行に係る経費等について市の 財政負担が一切ないことが前提であり、価格以外の要素をもっ て判断する必要があるため、広く提案者を募る公募型プロポー ザル方式により協働事業者を選定する。

(2) 業務名

柏市子育て情報誌官民協働発行事業 (以下「本業務」という)

(3) 業務内容

柏市子育で情報誌官民協働発行に係る仕様書(以下「仕様書」 という)のとおり

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 予定協定期間

協定締結日から令和10年12月31日まで

(6) 費用について

本業務にかかる費用の全額は協働事業者が得る広告収入にて賄うこととし、柏市は一切の費用負担をしない。

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から協定締結日までにおいて、 次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の

4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生の手続き又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (3) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領 (昭和62年4月1日制定) に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領 (平成26年12月18日制定) に基づく指名排除を受けていないこと。
- (4) 法人税,市税,消費税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (5) 過去5年以内に, 自治体が発注した情報誌を発行した実績が あること。
- (6) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの告知の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

3 全体スケジュール

内 容	期 日
公募開始	令和7年10月20日
参加意思表明書受付締切	令和7年11月4日
参加資格要件確認結果通知	令和7年11月10日
質疑書の受付開始	令和7年11月11日
質疑書の締切	令和7年11月18日
質疑書に対する回答	令和7年11月26日
提案書等の提出締切	令和7年12月10日
審査(プレゼンテーション)	令和7年12月16日
プロポーザル方式結果通知	令和7年12月23日
協定締結日 (予定)	令和8年1月16日

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

4 参加意思表明について

プロポーザルに参加する意思のある業者は、下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書 (様式1)

イ 暴力団排除に係る誓約書 (様式2)

- ウ 類似業務の実績を表す資料 (過去の協定書の写し・発行物等)
- 工 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署 発行)
- (2) 提出方法

令和7年11月4日(火)午後5時までに,こども部こども 政策課(別館3階)へ郵送(必着)又は直接持参して提出。

直接持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間に持参すること。

(3) 部数

各 1 部

(4) 参加資格の結果通知について

令和7年11月10日付けでこども部こども政策課より書面にて通知する。

5 質疑について

- (1) 質疑方法
 - ア 質疑書 (様式3) を電子メールで事務局あてに送付すること。
 - イ メールの件名は【柏市子育て情報誌官民協働発行事業に係 る質疑書】とすること。
 - ウ 送付先: kodomoseisaku@city.kashiwa.chiba.jp
 - エ 送付した際は、事務局 (04-7170-2692) に電話し、到着確認をすること。
 - オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・ 参加業者名・選定委員等)についての質問は受付けない。
 - カ 質疑可能業者は、参加資格要件確認結果通知書により参加資格を認められたものに限る。
- (2) 質疑期間

令和7年11月11日(火)から令和7年11月18日(火) 午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年11月26日(水)までに市ホームページに掲載す

る。

URL:http://www.city.kashiwa.lg.jp/business/tender_contract/4643/4644/index.html

6 辞退について

参加意思表明書の提出後,本プロポーザル方式を辞退する時は,辞退届(様式4)を令和7年12月10日(水)午後5時までにこども部こども政策課(別館3階)へ郵送(必着)又は直接持参して提出する。

また,辞退した者は,これを理由として以後の入札及び見積も り参加等について不利益な扱いを受けないものとする。

7 企画提案書等の作成と提出

(1) 企画提案書の作成方法

別紙「柏市子育で情報誌官民協働発行に係るプロポーザル方式審査基準」の項目に沿って、提案者は、次に挙げる事項を含んだ企画提案書を作成すること。形式は自由形式,A4版とする。

- ア業務実施体制
- イ 募集する広告の規格
- ウ 過去の発行実績と広告収入 2参加資格(5)と同様
- エ 協定締結から完成品納入までのスケジュール
- オ 誌面の見本(見開きで数ページ程度。令和7年度版かしわ こそだてハンドブックの掲載内容から、任意のページを作 成。)
- カ事業収支に係る計画書
- キ新たな提案など
- ク 仕様書の企画に基づく発行可能な部数とページ数及び使用 する紙の仕様
- (2) 企画提案書等の提出

以下の関係書類を令和7年12月10日(水)午後5時までに、こども部こども政策課(別館3階)へ郵送(必着)又は直接持参して提出。

ア 企画提案書表紙 (様式5)

- イ 企画提案書(自由様式※前項参照)
- ウ 業務実施体制 (様式6)
- 工 会社概要(自由様式)
- (3) 提出部数
 - 8部 (原本1部, 写し7部)
- 8 プレゼンテーション及びヒアリング
 - (1) 日付

令和7年12月16日(火)

- ※実施時刻については、参加資格審査後、電子メールにより 個別に通知する。
- (2) 場所

柏市役所 分室3第4会議室(調整中)

(3) 実施時間

30分以内とする(目安:プレゼンテーション20分+ヒアリング(質疑)10分)。

(4) 人数

協定を締結した際の責任者(担当者)を含め3名以内とする。

- (5) その他
 - ア プレゼンテーションの際に, 追加資料の提出を行うことは 不可とする。
 - イ プレゼンテーションの方法は問わないが、パワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター(接続ケーブル含む) 及びスクリーン、延長コードは市が用意する。パソコン(電源コード含む)は事業者が用意すること。
- 9 審查基準

別紙「柏市子育て情報誌官民協働発行に係るプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

- 10 審査方法及び選定方法
 - (1) 審查方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会(柏

市子育て情報誌官民協働発行)における、提出書類に基づくプレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

ア 各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

イ なお、2者以上が同一評価で最高点になった場合は、優先 審査項目において、審査委員会の高い評価を得た提案者を最 優秀提案者とする。

11 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、令和7年12月23日付けでこども部こども政策課より書面にて通知する。

1 2 結果公表

プロポーザル方式結果は, 市ホームページに公表する。

13 協定書締結手続き

- (1) 最優秀提案者を協定書締結候補者として決定した後,当該業者と協定書を締結する。
- (2) 候補者が協定を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、協定を締結しないことがある。その場合、協定書締結候補者は損害賠償請求をしないものとする。
- (3) 最優秀提案者と協定を締結できない場合は、次順位の提案者 (第二優先交渉権者)と交渉を行う場合がある。

1 4 事務局

(1) 担当部署

こども部こども政策課 担当:森川・坪山

(2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号: 04-7170-2692 (直通)

Eメールアドレス: kodomoseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

- 15 その他
 - (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。
 - (3) 提出期限以降における提案書類等の差替え及び再提出は認めない。
 - (4) 参加資格に定めるもののほか、次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ア 参加意思表明書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提案書について、提出期限を過ぎても提出されなかった場 合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - オ 複数の提案をした場合
 - カ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - (5) 参加業者が1者のみの場合にも、本プロポーザル方式審査は実施する。
 - (6) 提出書類等は、柏市情報公開条例に基づく開示請求があった 場合には対象文書として原則開示する。
 - (7) 審査において、市が定める評価基準を上回らなかった場合には、契約しない場合があることとする。
 - (8) 協定書の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
 - (9) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。